（本號八面）　（第三千八百八十八號郵便物認可）　明治二十七年二月十日　第三千八百八十八號　（定價金二錢五厘）

時事新報

明治廿七年二月十日　土曜日
舊暦甲午正月五日　（癸未）

（西暦一千八百九十四年）
明治廿七年二月十一日より年末まで　三百二十四日

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

廣告料定價　時事新報の廣告料は前て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず編り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に遠したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

内務大臣の訓令に就て

内務大臣は今度の總撰擧に付き神佛各教宗派の管長に訓令を傳へて布教傳道に從事する教師僧侶たるものは苟も撰擧の競爭に關係す可らざる旨を丁寧に戒しめたり至當の訓令にして其筆に於ても素より異議なきなれども實際の勢力は強々たるものにして深く意に關するに足らざれども佛教に至りては千百年來純然たる國教の體を備へて人民の歸依一方ならず其勢力を政治上に及ぼしたるの例も少なからずして神道と同日の談に非ず若しも一旦撰擧に關係するが如きことあらば爲めに國内の人心を動かして其影響は政府の干渉に比して更に大なるものあり可し既に前年の撰擧に際して東本願寺が自から訓令を發して管下の僧侶を戒め一切撰擧に關係するを禁じたるが如きも是邊の拙念あるが爲めにして宗教と政治と相混ずるは一般社會の迷惑のみか諸り宗教本來の旨に背きて墮落自滅の端を開くものなれば他の助言を待つまでもなく自から戒しむ可き所にして左れば今回の訓令は宗教家の最も重んず可き所なりまず〳〵政教の別を明にして苟も僧侶たるものは寸毫にても政治に關せず全く俗界と相離れて其本分を守り可きまと勿論なれども既に僧侶の區別を分明にして僧侶を方外の者と見做し政治上の權利を與へざる以上は一方に於ては其身分に相應する特典なきを得ず其特典とは我輩の屬ば述べたる如く徴兵の義務を免ずるの一事即ち是れなり本來軍隊は殺伐の事を司る者にして單に博愛慈惠を旨とする宗教と相容れざるは申す迄もなく僧侶の持戒修業は軍人の生活と兩立せざる者なれば僧侶に兵役を課するは恰も其信仰を蹂躙して精神上に之を殺すものに異ならず兵隊は國家の防衛に欠く可らざる必要なり經世の點より見ずと雖も宗教は人心の維持に必要なり經世の點より見るときは双方共に立國の要具にして其輕重は容易に判斷す可らざるが如し或は單に有形上より論じて僧侶も亦一個の國民なれば一般に負擔す可き兵役を免るゝは國民の義務に於て相濟まずとの說もあらんなれども其身を世外の者として政治上の權利を許さざる者なれば僧侶に兵役を課するは恰も其信仰を蹂躙して精神上に之を殺すものに異ならず兵隊は國家の防衛に欠く可らずと雖も宗教は人心の維持に必要なり經世の點より見るときは双方共に立國の要具にして其輕重は容易に判斷す可らざるが如し或は單に有形上より論じて僧侶も亦一個の國民なれば一般に負擔す可き兵役を免るゝは國民の義務に於て相濟まずとの說もあらんなれども既に其身を世外の者として政治上の權利を許さざるが如き寸毫の關係をも禁止しながら却て義務のみを負擔せしむるとは不都合の談にして事實に於ても許す可らず我輩は今度の訓令の至當なるを認むるものにして今後ます〳〵其旨を厳にして僧侶の區別を明にし全く政治上の關係を絶たしむると同時に一方に於ては徴兵免役の特典を與へ專ら布教傳道の責任を盡さしめんことを希望するものなり

雜報

○孟買紀行

堀井卯之助

盛に人力車を輸出すべし

香港、新嘉坡、等余が經過したる各地は何れも皆本邦人力車の流行盛にして夫が爲め神戸地方の同製造者は年年少なからぬ利益を得るよしなるに獨り孟買は未だ人力車の流行を見ず人の之を知るものなければ余は此地に輸出する計畫なりし因て此事を或る有力なる土人に話したるに同人は首を左右に振りそは善き思付きなれども此炎熱を侵して車を挽くものなかるべく一任又之を挽くものあるも到底久しきに堪へざるべしと云へり成程至極尤もなる答にして余は今更下らぬ談話を試みたりと内心大に躊躇たるが歸途コロンボに立寄るに及んで此談話の充分に價値あるとを確めたり即ち孟買に比して一層炎熱酷きコロンボに於てすら尚は人車を挽くものあり而して客の之に乘るもの多ければ今は殆ど馬車を壓倒すと云ふ此の如き事實あるにも拘はらず獨り孟買に限りて此事の行はれざるみとなかるべし有志者試に之を同地に輸出せば多くの遊手者は喜んで之を挽くなるべく同時に平素金にしつみき土人は高價の馬車を捨てゝ人力車を取るは自然の結果として毫も疑ふに足らざれば其流行は今より期して待つべきなり

扇子と團扇

此二品は暑氣を凌ぐ爲めには最も必要なるものなれども其割合に需要多からざるものゝ如し左れども一本の價は至極低廉なれば流行に伴ひ多少の賣行あるべし只是迄日本製の扇子并に團扇を知るもの少なければ今後之を輸出せんとするものは例の田舍向きの品物に彩色繪を加へ或は美人、勇者等の姿を寫すなど頗る人の注意を惹起さしむるの工夫肝要なるべし

陶磁器と漆器

土人は例の銅器を用ふるの習慣あれば陶磁器の需要甚だ少なきも尚は年々獨逸より輸入する同器類の價額は僅少にあらずホテル并に飲食店は申すに及ばず居留外人、パーシー人等は常に同品を使用し居れば品によりては日本製の需要も多かるべし其他室内粧飾用の陶器も土地の富豪は好んで之を買入るゝの傾向あり漆器は氣候の變化によりて破損剝傷の恐れあるものなれば盂買の如き熱帶地方に同品を輸出するには能く〳〵注意を要す而して其價格不廉の品は到底充分の需要あらざるにより漆器の輸出は餘り望なきものゝ如し

麥酒と干姜

宗教は土人に飲酒を禁ずれども尚は暑氣を凌ぐ爲めに麥酒に氷を加へて之を飲用するもの多く小賣相場を聞くに獨逸製小瓶一本に付四アンナ位なれば我邦の釀造品に比較して隨分高價なり今回廣嶋丸にては飲料としてキリンビールを搭載せしが盂買に至るも更に變味の恐なかりしは誠に好き試驗なりし當業者若し能く當地の事情を探究したる後同品の輸出を計らば本邦に於ける實易品中更に一を加へ國家の爲めに利益する處多かるべし又干姜の需要は頗る多しとの事なりしも余は充分に之を調査するの材料を得ざるは遺憾なりし

紙類及椅實

紙の中にて最も需要多きは壁紙并に板紙等にして先年印刷局製造の壁紙見本數種を此地に送りたるみとありしが何れも餘り上等過ぎるとの評あり又椅實は今回廣嶋丸によりて始めて直輸出されたるが今後益す其販路の擴張せらるゝの望あり一片の運賃五十錢内外なるやに聞けり

此他本邦雜貨品の賣行くべきもの一にして足らずと雖も之を枚擧するは容易の事にあらず且つ讀者の倦息を來すの恐あるを以て省略せり　（以下次號）

○日本輸出品の米國關稅

近頃下院を通過せし米國關稅案は既に幾分か修正されたるのみならず尚は上院に於ても多少修正さるゝも計り難けれども茲に本邦より同國へ輸入する重なる物品に付き現行法即ち過る千八百九十年十月一日以來實施のマッキンレー法と今度の改正案即ちウィルソン案を比較するに左の如し

種目	改正案（從價稅）	現行法（從價稅）
普通土器	二割乃至三割	二割半
無地陶磁器	四割	五割半
彩色陶磁器	四割半	六割
銅	無稅	○
銅器	二割	四割半
絹手巾其他絹織物	五割	三割
絹絲	三割	無稅
生絲	無稅	無稅
繭黃	無稅	無稅
茶	尚は改正案は三月一日より期日の差迫り居るが爲めを爲さゝる所より一般の	

○孟買航路競爭の景況

合會の決心を固くし飽くは日を追ふて激烈に赴き契約外の棉花も一切同社は誠に喜ぶべき次第にしものあれども元來日本人殊に營利業者たる紡績聯業者と契約せし條項にして挫折し徒にピーオー會社の觀念を以て飽くまで此競爭を爲さゝる可きも若しものあれば損失の上にも航路を持續する譯にも行一般の株主組織にて萬事るべく萬一多數の株主は持續せんには雙方共中々の人民は眞逆に對岸の火災り此邊の考なきにしもあ議會の協賛を求めざるを相當の考案を廻らし議會にりては議員の多數も今日のまざるべしと雖も官民共必すべきみとなるべしとなん

○全國金利の景況

六年十月より同十二月に百を略報せんに金利の最も高の詳細を記せば左の如し

賃金利息	全國中貸金利息
一箇月間	二割
二箇月間	二割二分四厘二毛
三箇月間	二割二分八厘七毛

最高は十月に於て一割一分八厘五毛なりしが十一月に

人民は眞逆に對岸の火災恐れて航海を中止するが如き不信義はなさゝるべしと雖も尚は且つ此航路の爲めを有すれば格別の事なれ人の多ければ如何に國家にて持續するみと難かる今更ピーオー會社の運賃るが如き不信義はなさゝ恐れて航海を中止するが

ち一箇年間は一向顧慮す持續せんには雙方共中々

人民は眞逆に對岸の火災り此邊の考なきにしもあ議會の協賛を求めざるを相當の考案を廻らし議會にりては議員の多數も今日のまざるべしと雖も官民共必すべきみとなるべしとなん

○全國金利の景況

六年十月より同十二月に百を略報せんに金利の最も高の詳細を記せば左の如し

賃金利息	全國中貸金利息
一箇月間	二割
二箇月間	二割二分四厘二毛
三箇月間	二割二分八厘七毛

最高は十月に於て一割一分八厘五毛なりしが十一月に

伯、人吉、延岡等にして何れも國館、村上、津和野は一割二箇月に止りその他の地方分の間に在り今三箇月間全

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり